

デビットカードサービス（J-Debit）一部商品改定のお知らせ

平素より、村上信用金庫をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

村上信用金庫では平成30年4月2日より、デビットカードサービス（J-Debit）の商品性を一部改定いたしました。

これに伴い、以下のとおりの取り扱いとさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 一部商品改定について

(1) キャッシュアウト機能の追加について

平成30年4月2日より、デビットカードサービス（J-Debit）においてキャッシュアウト機能を追加いたしました。

《キャッシュアウトとは》

従来のショッピング決済としてのJ-Debitの利用方法に加え、キャッシュアウトに対応する加盟店（以下、キャッシュアウト加盟店）のレジ等で現金を引き出すことができる機能です。キャッシュアウトは、従来のショッピング同様、お手持ちのキャッシュカードで、キャッシュアウト加盟店に設置された端末でカードを読み取り、暗証番号を入力する方法でご利用いただけます。

(2) アクセプトマーク（*1）の追加について

「日本電子決済推進機構」において、平成30年4月よりアクセプトマークが追加されました。従来の①のマークに加えて、②のマークが追加されました。また、キャッシュアウトがご利用いただける加盟店には、③のマークが設置されます。

①のマーク



②のマーク(*2)



③のマーク(*2)



(*1) アクセプトマークとはJ-Debitが利用できる加盟店に設置されるマークです。

(*2) 当金庫が利用を認めない加盟店では、当金庫のキャッシュカードをご利用いただけません。

2. 取引規定の改定について

キャッシュアウト機能の追加にともない、平成30年4月2日にデビットカード取引規定を改定いたしました。

(主な改定内容)

- ・キャッシュアウト取引について追記。
- ・税公金の支払いとしての取引について追記。
- ・当金庫が利用を認めない加盟店では当金庫のキャッシュカード（J-Debit）が利用できないことについて追記。

改定後の取引規定については、[こちら](#)をご覧ください。